

第 20 期 決 算 公 告

2022年6月28日

埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号
株式会社 埼玉りそな銀行
代表取締役社長 福岡 聡

貸借対照表（2022年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	9,135,801	預 金	16,550,151
現 金	90,916	当 座 預 金	461,239
預 け 金	9,044,884	普 通 預 金	12,185,663
コ ー ル 口 一 ン	7,233	貯 蓄 預 金	191,995
買 入 金 銭 債 権	1,171	通 知 預 金	5,581
商 品 有 価 証 券	7,767	定 期 預 金	3,571,682
商 品 国 債	335	そ の 他 の 預 金	133,987
商 品 地 方 債	6,431	譲 渡 性 預 金	167,280
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	999	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	68,053
有 価 証 券	2,030,655	借 用 金	2,559,357
国 債	430,009	借 入 金	2,559,357
地 方 債	1,157,850	外 国 為 替	381
社 債	145,609	売 渡 外 国 為 替	27
株 式	138,149	未 払 外 国 為 替	353
そ の 他 の 証 券	159,037	そ の 他 の 負 債	72,082
貸 出 金	8,294,169	未 決 済 為 替 借	34
割 引 手 形 付	9,096	未 払 法 人 税 等	785
手 形 貸 付 付	67,669	未 払 費 用	9,371
証 書 貸 付 付	7,856,481	前 受 収 益	828
当 座 貸 越	360,921	金 融 派 生 商 品	7,969
外 国 為 替	14,293	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	1,396
外 国 他 店 預 け	14,114	資 産 除 去 債 務	384
買 入 外 国 為 替	63	そ の 他 の 負 債	51,311
取 立 外 国 為 替	115	賞 与 引 当 金	3,066
そ の 他 の 資 産	309,134	そ の 他 の 引 当 金	8,840
前 払 費 用	2,109	支 払 承 諾	23,755
未 収 収 益	11,530		
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	57,614	負 債 の 部 合 計	19,452,968
先 物 取 引 差 金 勘 定	5		
金 融 派 生 商 品	11,593	(純 資 産 の 部)	
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	5,260	資 本 剰 余 金	70,000
そ の 他 の 資 産	221,019	資 本 準 備 金	100,000
有 形 固 定 資 産	51,830	利 益 剰 余 金	195,801
建 物	18,690	利 益 準 備 金	20,012
土 地	30,049	そ の 他 利 益 剰 余 金	175,788
建 設 仮 勘 定	1,270	繰 越 利 益 剰 余 金	175,788
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,819	株 主 資 本 合 計	365,801
無 形 固 定 資 産	2,647	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	46,133
ソ フ ト ウ ェ ア	20	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	820
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,627	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	46,954
前 払 年 金 費 用	8,467		
繰 延 税 金 資 産	5,149	純 資 産 の 部 合 計	412,756
支 払 承 諾 見 返 金	23,755		
貸 倒 引 当 金	△ 26,351	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	19,865,724
資 産 の 部 合 計	19,865,724		

損益計算書 (2021年4月 1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		145,275
資金運用収益	85,323	
貸出金利息	69,403	
有価証券利息配当金	9,100	
コールローン利息	11	
預け金利息	6,703	
その他の受入利息	104	
信託報酬	81	
役務取引等収益	48,397	
受入為替手数料	8,446	
その他の役務収益	39,951	
その他の業務収益	3,912	
外国為替売買益	1,085	
国債等債券売却益	2,826	
その他の業務収益	0	
その他の経常収益	7,561	
償却債権取立益	1,467	
株式等売却益	3,432	
その他の経常収益	2,661	
経常費用		124,988
資金調達費用	1,161	
預金利息	703	
譲渡性預金利息	5	
コールマネー利息	△ 190	
債券貸借取引支払利息	257	
借入金利息	285	
金利スワップ支払利息	100	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	20,958	
支払為替手数料	1,375	
その他の役務費用	19,582	
その他の業務費用	14,186	
商品有価証券売買損	25	
国債等債券売却損	11,923	
国債等債券償還損	1,968	
国債等債券償却	74	
金融派生商品費用	193	
営業経費用	78,646	
その他の経常費用	10,035	
貸倒引当金繰入額	4,344	
貸出金償却	2,476	
株式等売却損	1,654	
株式等償却	0	
その他の経常費用	1,558	
経常利益		20,287
特別利益		37
固定資産処分益	37	
特別損失		476
固定資産処分損失	166	
減損損失	310	
税引前当期純利益		19,848
法人税、住民税及び事業税	6,826	
法人税等調整額	△ 1,266	
法人税等合計		5,560
当期純利益		14,287

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産
有形固定資産は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年
その他	2年～20年
 - (2)無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
上記以外の破綻懸念先に対する債権、及び貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題のある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）で、当該債務者に対する債権の全部または一部が要管理債権である債務者（以下「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。これらの予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めたのち、最近の期間における貸倒実績率の増加率を考慮する等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,446百万円であります。
 - (2)賞与引当金
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3)退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	： その発生年度一括して損益処理
数理計算上の差異	： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から損益処理
 - (4)その他の引当金
その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
主な内訳は次のとおりです。

預金払戻損失引当金	6,069百万円
-----------	----------

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金	1,208百万円
信用保証協会の責任共有制度や提携商品における負担金として、将来発生する費用を見積もり、計上しております。	
ポイント引当金	1,074百万円

「りそなクラブ」におけるポイントが将来利用される見込額を見積もり、計上しております。
- 収益の計上方法
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しております。
同基準が適用される顧客との契約から生じる収益は、「信託報酬」や「役務取引等収益」に含まれております。
「信託報酬」は顧客から受託した信託財産を管理・運用することによる収益で、主にこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。
「役務取引等収益」には、預金・貸出業務や為替業務などによるサービス提供からの収益が主要なものであります。
預金・貸出業務に係る役務収益は、口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益やシンジケートローン、コミットメントラインからの収益が含まれております。口座振替業務、インターネットバンキングサービスからの収益は、主としてこれらのサービスが提供された時点で、シンジケートローン、コミットメントラインからの収益はこれらのサービスが提供された時点又はこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しております。
為替業務に係る役務収益は、主として国内外にわたる送金手数料による収益で、主としてこれらのサービスが提供された時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。

9. 連結納税制度の適用

株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる影響は軽微であります。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当社は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に反映しております。この結果、当事業年度の期首の利益剰余金が375百万円減少、その他資産が535百万円減少、繰延税金資産が163百万円増加、その他負債が4百万円増加しております。また、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち国内株式は原則として事業年度末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等により評価していましたが、当事業年度より期末の市場価格により評価しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、「貸倒引当金」であります。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 26,351百万円

なお、上記の金額には、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）の感染拡大とこれに伴う経済活動の停滞により影響を受ける債務者に対する貸出金等（65,696百万円）に内包する信用リスクに備えた追加的な引当金533百万円が含まれております。

(2) 重要な会計上の見積りの内容の理解に資するその他の情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

なお、上述の追加的な引当金の算出にあたっては、当社の貸出金等について、COVID-19の感染拡大の影響分析に基づき、各債務者の信用リスクに重要な影響が及ぶと推定される業種（以下、「COVID-19影響業種」）を選定し、当該業種に属する要注意先の貸出金等については、貸倒発生や債務者区分の遷移状況等を考慮すると特に今後予想される業績悪化の程度に不確実性が伴うことから、当該貸出金等が内包する信用リスクを反映する目的で過去の貸倒実績率に一定の修正を加えた予想損失率を用いて計上しております。具体的には、要注意先に係る最近の貸倒損失等の発生状況をCOVID-19影響業種と全業種との間で比較して貸倒実績の乖離を算定し、全業種に係る過去の貸倒実績率に上述の乖離を反映して算定した予想損失率を用いております。

② 主要な仮定

貸倒引当金に係る主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に判定し、設定しております。

また、上述の追加的な引当金については、現状のCOVID-19の感染状況に鑑み、その影響は2022年度中も継続するものと仮定しております。

③ 翌事業年度の財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度の財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特に、COVID-19の感染状況や経済活動への影響の変化に伴い、上述の追加的な引当金の対象となる貸出金等に係る業種や予想損失率等に変更があった場合には、上述の追加的な引当金額は増減する可能性があります。

会計上の見積りの変更

「重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載の通り、破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、返済実績等を考慮した見積可能期間3年の元利払いキャッシュ・フローおよび当該期間終了後の残債に係る回収キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。当社は、従来から債務者の再生支援や転廃業支援の取組に注力してきましたが、COVID-19の感染拡大による経済活動への影響が継続する状況下、その取組を一層強化する目的で2022年1月に実施した与信管理に係る内部規則の改訂や、破綻懸念先に対する貸倒引当金についての過年度の見積りの適宜な検討の実施結果などから、見積可能期間終了後の残債にかかる回収キャッシュ・フローについて、担保処分可能額のみを見積もることとしてきた従来の見積り方法を見直し、当事業年度末に係る財務諸表より残債からその時点での信用リスク相当額を控除した金額を見積もる方法に変更いたしました。

この変更により、当事業年度の経常利益および税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ2,326百万円増加しております。

なお、キャッシュ・フロー見積法による破綻懸念先に対する貸倒引当金は前事業年度末比4,580百万円増加の7,655百万円計上いたしました。

追加情報

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せ

ず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 100百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	15,791百万円
危険債権額	56,233百万円
三月以上延滞債権額	64百万円
貸出条件緩和債権額	21,215百万円
合計額	93,305百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は9,160百万円であります。
4. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	1,283,176百万円
	貸出金	2,928,807百万円
	その他資産	3,895百万円
担保資産に対応する債務	預金	56,554百万円
	債券貸借取引受入担保金	68,053百万円
	借入金	2,534,800百万円
	その他負債	4,155百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、その他資産100,026百万円を差し入れております。また、その他の資産には、敷金保証金2,942百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,565,099百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,507,378百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 61,289百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額 6,932百万円
8. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金24,500百万円が含まれております。
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は104,916百万円であります。
10. 関係会社に対する金銭債権総額 0百万円
11. 関係会社に対する金銭債務総額 29,097百万円
12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は15.42%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

役務取引等に係る収益総額	0 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	1 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	285 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,203 百万円

2. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

(1) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	備考
親会社の子会社	りそな保証株式会社	なし	保証委託関係 預金取引関係	住宅ローン等に係る被保証	3,486,750	—	—	(注)1 (注)2
				保証料	2,904	未払費用	239	
				代位弁済	1,678	—	—	

(注) 1. 住宅ローン等に係る被保証の取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。

2. 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、信用リスク等を勘案し、毎期交渉の上決定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」、「商品地方債」及び「その他の商品有価証券」中の短期社債が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2022年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△58

2. 満期保有目的の債券 (2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	335,507	338,030	2,522
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	511,901	508,188	△3,712
	合計	847,409	846,218	△1,190

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2022年3月31日現在)

市場価格のあるものはありません。

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	100

4. その他有価証券 (2022年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	132,921	50,886	82,034
	債券	135,688	135,468	219
	国債	60,018	59,962	55
	地方債	18,766	18,754	11
	社債	56,904	56,751	152
	その他	17,642	17,104	537
	小計		286,251	203,459
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,114	2,482	△367
	債券	750,371	760,450	△10,078
	国債	369,991	377,192	△7,201
	地方債	291,674	294,009	△2,334
	社債	88,705	89,247	△542
	その他	140,482	146,089	△5,606
	小計		892,968	909,021
合計		1,179,220	1,112,481	66,738

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3,013
組合出資金等	912

組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,790	1,328	0
債券	1,337,465	1,360	2,391
国債	1,336,714	1,320	2,391
地方債	—	—	—
社債	751	39	0
その他	351,391	3,814	11,186
合計	1,691,647	6,503	13,578

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、社債 74 百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて 50%以上下落

要注意先：時価が取得原価に比べて 30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	12,771 百万円
株式等償却否認	4,922
退職給付関連	4,153
土地評価差額	2,934
その他	7,760
繰延税金資産小計	32,541
評価性引当額	△7,793
繰延税金資産合計	24,748
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△14,001
土地評価差額	△4,647
その他	△949
繰延税金負債合計	△19,598
繰延税金資産の純額	5,149 百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産 108,620 円 04 銭

1 株当たりの当期純利益 3,759 円 90 銭

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。